

# 農地売買の参考価格について

これまで、旭川市農業委員会ではあっせん売買の際にあっせん価格（売買価格）を示してきましたが、令和7年度から北海道農業公社による農地売買等事業で売買する場合はあっせんをしないことと定められました。

これに伴い、基本的には相対で売買価格を決定していただくこととなりますが、農地売買等事業を活用する方々から希望があった場合に参考となる売買価格を提示することができます。その際は提示した価格を参考に売買価格を決定していただくこととなります。

## 1 対象となる案件

### (1) 必要条件

ア 農地売買等事業（貸付タイプ・即売タイプ）を活用すること。

イ 譲渡人（売り手）と譲受人（買い手）の双方が参考価格の提示を希望していること。

## 2 参考価格を提示する場合の売買の流れ

- (1) 譲渡人（売り手）と譲受人（買い手）から申し出（毎月1日締切）
- (2) 農業委員による価格協議（毎月25日前後）
- (3) 参考価格の通知（書面で譲渡人と譲受人に通知）
- (4) 譲渡人と譲受人で売買価格を決定
- (5) 決定した売買価格で農用地利用集積等促進計画案を農業委員会が作成
- (6) 譲渡人と譲受人がそれぞれ農用地利用集積等促進計画案に同意（押印）（毎月1日締切）
- (7) 農業委員会総会で促進計画案を審議（毎月25日前後）
- (8) 総会で議決した促進計画案を北海道農業公社に提出
- (9) 北海道農業公社が促進計画を定め、農業委員会が認可、公告

※参考価格の提示を行わず売買する場合は、(4)からの手続きとなり、2か月程度早く売買ができます。